

仕様書（その1）

1 業務件名

海上自衛隊船越基地における食堂の設置及び経営

2 業務内容

食堂の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊船越基地業務分遣隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

（1）本業務を行う者は、食堂、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

（2）国有財産の使用許可は、防衛省南関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

（3）次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国において使用物件を必要とするとき。

イ 船越基地業務分遣隊（厚生センター）の移転が決まったとき。

（詳しくは別途通知する。）

ウ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若

しくは関与している者ではないこと。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

キ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき又は前項により使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で現状に回復し返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行以上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に食堂、売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料は、乙の指定のとおりとする。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

また、電気料金等は別途徴収する。

7 業務期間

国有財産使用許可日～令和7年8月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

※食堂、売店等の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含むものとする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において食堂、売店等を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上、知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

(2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。

(4) 食堂、売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。

(5) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

(6) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

(7) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。

(8) 丙は商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(9) 丙は、毎日設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

(10) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌会計年度5月末日までに担当職員に提出すること。

(11) 丙は、乙が計画した防災訓練について、甲の指示に基づき参加すること。

(12) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。

なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、

甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。

- (13) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（食堂、売店等の営業停止を含む。）に従わなければならない。
- (14) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (15) 丙は、本仕様書、仕様書（その2）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない。）場合がある。
- (16) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない。）場合がある。
- (17) 食堂、売店等の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (18) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (19) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

各店舗等の仕様の細部は仕様書（その2）のとおり

17 貸付品

- (1) 貸付品の使用料は別途指示する。
- (2) 貸付品の引渡し、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする。
- (3) 貸付品の返納後、丙が設置した場合には、退去の際に丙の負担により撤去するものとする。

18 その他

- (1) 船越基地内で、業者（別途公募）等が展示即売会等を実施する。
- (2) この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

仕様書（その2） 1

- 1 募集業種
食 堂
- 2 設置場所
厚生センター1階
- 3 国有財産使用許可面積
212.64㎡（専用倉庫20.30㎡を含む。）
※当該面積意外に備品等を設置する場合及び共有スペースについては、別途、
使用許可申請手続きが必要
- 4 国有財産使用料
年間12,264円（消費税込）／㎡（令和4年度参考価格）
※光熱水料は、別途徴収する。
- 5 営業日、営業時間
 - （1）営業日
任意又は別途協議とする。
 - （2）営業時間
原則として、0730～2100以内とし、1100～1400は必ず営
業し、それ以外は任意又は別途協議する。
- 6 販売品目
 - （1）昼食（喫茶を含む）
 - （2）夕食（1715以降）及び宴会時は、アルコールの提供可
- 7 その他の営業条件
 - （1）フルサービス方式又はセルフサービス方式を行うものとする。
（ただし、自動券売機は可）
 - （2）要人等の接遇の予約に関しては、当日の予約及び営業時間外の調整にも対
応できるように努めること。
 - （3）ニーズに合った商品（テイクアウトメニュー及びbuffetメニューを含む。）、

価格サービスを提供するように努めること。

- (4) ニーズにより、仮設パーテーションによる間仕切りを行うサービスを提供できること。
- (5) テイクアウト時の台車等の貸し出し及びパーティー時の案内表示、マイク等のセッティングのサービスを提供できること。
- (6) 国の行事、緊急時等は国が使用する。